

ほっと

NPO法人 ほっと 会報

〒590-0048

堺市堺区一条通19-13 上塾ビル2階

☎ 072-228-3011 FAX 072-228-3012

E-mail npo-hot@nifty.com

NO. 72 発行: 2025年(令和7年) 7月8日



ほっとHP

NPO法人ほっと第19回通常総会 (6月20日)

全員の拍手で全議案が可決されました♪

みんなで力合わせて“ほっと”の事業を発展させましょう!



報告する仲村事務局長

仲村事務局長の報告・提案

つづいて、仲村事務局長が議案の報告・提案。反対

承認・可決されました。

当日、正会員総数215名中、参加者154名(委任状123名、会場出席者31名)で開催されました。

冒頭、松永理事長は、この間のご協力に感謝を述べた上で、「成年後見制度の見直しという大きな節目にある今、障がい者の人権が守られる成年後見制度に向けて力を注いでいきます。ほっとが20周年を迎える今年度、仲村事務局長を軸にしつつ新たに組織体制を強化することができました。また、HPも開設したことで、新たな一歩を踏み出していききたいと思います」と挨拶しました。

後見制度の相談活動より

意見は特になく、全員の拍手で全議案が承認・可決されました。

以下、可決された議案について、仲村事務局長が報告・提案で強調した点を紹介します。

生活支援員の活動

た支援体制・組織を組み立てます。

現在、法的には生活支援員の位置づけが不明確です。しかし、私たちは、本人らしい生活を送る上では、「生活支援員の活動は大切」と考えています。

ほっとの生活支援員は、障がい者家族の方を中心に活動して貰っています。月1回、生活支援員が複数で被後見人の居住場所に訪問し、所定の「訪問活動記録用紙」に書き込み、ほっと事務局会議(月1回)で本人の状況を確認共有していきます。

私たちが大切にしていることは、ご本人との信頼関係づくりです。そのために、ご本人を中心に、集団的、組織的に支援できるように努めています。

今年度も生活支援員交流会を継続します。

障害年金について

障害年金の請求で一番重要な書類は、医師が書く

NPO法人ほっと 生活支援員交流会(ご案内)

◆日時: 8月1日(金) 10時30分～12時30分

◆場所: 堺市総合福祉会館
ミーティングルーム1



生活支援員の活動に関心のある方は、是非ご参加ください。
あなたも生活支援員に! 新しい方大歓迎♪

―裏面に続く―

「診断書」です。

なので、医師にご本人の暮らし続けていくことでの困難さを診断書に反映してもらわなければなりません。

普段の生活状況を詳しく説明することが大事です。それは、医師が本人の普段の生活を見ているわけではないので、家族からの説明がとても重要なことです。

その際に気を付けたいのは、普段家族が当たり前に支援していることで「本人ができています」と判断しがちです。しかし、「本人が単身で生活する」としたら、支援が必要かどうかを判断

すること」が大切です。

これを踏まえ医師に具体的な説明をしましょう。

なお、最近、障害年金の審査が大変厳しくなっています。「申請しても、不支給判定が2倍にも（24年度は、23年度の2倍、3万人にも）」と報道（共同通信社4月28、29日）されています。なぜ、こんなことになっているのか、その実態説明が待たれますが、十分留意して申請していきたいと思います。

ほつとHP 開設しました

福祉サービス第三者評価事業

ほつとのもう一つの大切な事業になっています。昨年度も5件実施し、今年度も5件実施予定です。

福祉サービスへの企業参入がすすむ中、新たな問題も出てきていますが、私たちほつとは、権利を保障する事業としての福祉を守り、有むための「福祉サービス第三者評価事業」となるよう、その一端を担っていき

たいと思います。

広報活動、HP開設

ほつとニュースは、会員とをつなぐ大事なツールです。引き続き、分かりやすく、親しみがもてるよう、ほつとニュースの毎月発行をつづけます。

また、ほつとのHPを5月23日に開設しました！まず、ご覧ください。

ほつとHP
開設しました



NPO法人ほつと

検索

「NPO法人ほつと」「成年後見」の2つのキーワードで検索して頂いたら、ほつとのHPが出てきます。

後見制度改定を巡る状況について

2026年を目途に、国で制度改定が検討されている中で、注視しておきたい点があります。

その一つが「期間限定の

成年後見」ということです。

これは、高齢者（認知症）を念頭に検討されているものですが、障がい者にとつては、大きな問題になると思われれます。相続の手続きが終わった後、後見人も終わるとなれば、何のための後見人なのか、後見人の責務とは何かが厳しく問われます。被後見人の権利を守る制度が、財産を守る制度に変質してしまう可能性が危惧されています。

参加者からの感想&ご意見

- ・親と一緒に暮らしているので、なかなかお金の区分けが難しい。
- ・成年後見制度の改定をよく勉強したいと思います。先々の変化を見ていきたい。
- ・ニュースは、バラエティ豊かな記事になっていると思います。頑張ってください。
- ・ホームページの開設、おめでとうございます！少し見ただけでも、いろんな情報が入っており、凄く良いと思ったので、広めたいと思います。

第25回さかい福祉まつり

♪ 咲かせよう笑顔いっぱいこの街に♪
雨も上がり、にぎやかに開催♪



見事な演奏で盛り上げF中学校吹奏楽部（イメージ図）

売り切れになっていました。「楽しそうなので立ち寄りました」と子ども連れのお母さんは、「50円、100円で遊べるってありがたい。ここなら、思い切り遊んでいいよ！」と子どもたちも笑顔でした。

石川県・能登の福祉事業所から参加しておられた模擬店の方は、「みなさんへのお礼の思いを込めて来ました」とのこと。

メインステージもまつりを盛り上げ

メインステージでは、いろんな方々がパフォーマンスを披露され、まつりを盛り上げていました。

特に、圧巻だったのは、F中学校吹奏楽部の演奏。

時折、突風が吹いて楽譜を飛ばされながらも、見事な演奏を披露、客席から、「素晴らしい！」と大きな拍手を受けていました。

賑わう各模擬店

各作業所などからの模擬店もまつりを盛り上げ、食べ物コーナーなどは、すぐ

“堺のまちで暮らし続けるために ～障害者の権利と優生思想について考える～”に参加して

6 月 24 日、堺市障害者自立支援協議会と堺障害者フォーラム共催で開かれた“堺のまちで暮らし続けるために～障害者の権利と優生思想について考える～”に寄せて頂きました。

講師は、藤井克徳氏（日本障害者協議会代表）。「障害者権利条約と優生思想」と題して講演されました。

全盲だと自己紹介された藤井氏。しかし、詳細な資料・根拠・歴史を基に分かりやすく丁寧にお話しされました。全部頭に入っているんだ！とまず驚きました。都立の養護学校教師を経て、作業所づくり運動に、そして障がい者運動へと、障害者施策の前進へ向けて長年歩んでこられた経験を踏まえてのお話でした。

「障がい者への差別と偏見の根底にある誤った優生思想は、どうしてつくられたのか」その歴史をたどりながら、優生思想がもたらしたものを詳しく述べられたのが印象的でした。

まず、2024 年 7 月 3 日、最高裁大法廷での「優生保護法は違憲」との歴史的判決に焦点を当て、政府は、「優生保護法に基づく処置（避妊・中絶手術）であり、当時は適法。賠償請求については、既に年数が経過し時効であり請求権はない」と主張していました。しかし、最高裁は、「優生保護法は法成立の当初から違憲である。この件については賠償請求権の時効はない」と政府と法律を定めた国会を断罪しました。大法廷 15 人の裁判官が一致しての判決でした。

これを基に、政府は原告団との基本合意を締結。国会は全会一致の謝罪決議を行い、補償法を成立させました。まさに、歴史的・画期的なことです。これを機に障害者施策・制度を大きく転換させ、差別と偏見を根絶し、「他の者との平等を基礎とした社会」を実現させねばなりません。

ところで、この優生保護法は、戦後の新憲法下の 1948 年に成立し、1996 年まで

厳然と存在し、これに基づき具体的な施策が行われ、社会に大きな傷跡を残してきました。この法律は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と謳い、戦前は「兵隊に入れるかどうか」、戦後は「復興の足手まといになる」として、障がい者は差別と偏見にさらされてきました。

この誤った優生思想は、戦後も堂々と新法として成立し、つい最近まで普通に存在し効力を発揮してきました。その結果、優生思想が社会にまん延し、深く浸透してきました。「障がい者への差別と偏見の酷さと根深さは、ここにある」と強調されました。

この判決を受け、政府は謝罪して訴訟団と基本合意し、被害者への補償と偏見差別の根絶へ向けて諸施策を実施するとしました。また、国会も全会一致で謝罪決議を行い、補償法を成立させました。いよいよ新たな一步を踏み出すことになったのです。

しかし、これで、障がい者への差別と偏見は一気になくなるのでしょうか？

藤井氏は、私たちと社会に対して、まず「学ぶこと」の大切さを強調されました。長年、社会にまん延し、浸透してしまっている誤った優生思想の根絶には、私自身をはじめ、社会全体の本腰を入れた不断の努力が求められます。

津久井やまゆり園事件は、誤った優生思想の根深さを示したと思います。「障がい者は死んだ方が良く」とまで言い放ったこの事件の犯人が死刑になれば済む問題ではありません。なぜこんな犯人を生み出したのか？社会の現状・あり方を逃げずに見つめ直さねばなりません。この社会にある根深い差別と偏見、誤った優生思想の根絶には、腰を入れた粘り強い取り組みが求められると痛感します。

藤井氏の講演をお聞きし、「他の者との平等を基礎」とした社会（障害者権利条約）の実現と、「全て国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。国はその責務がある」（日本国憲法）とする社会の実現へ向けて、引き続き力を合わせていきたいと思いを新たにしました。

2025 年 7 月 8 日 NPO 法人 ほっと理事長 松永 健治

NPO法人ほっと

興味のある方 成年後見制度のことを知りたい方 歓迎!

生活支援員交流会

日時：2025年8月1日(金)10:30~12:00

場所：堺市総合福祉会館 2F ミーティングルーム1

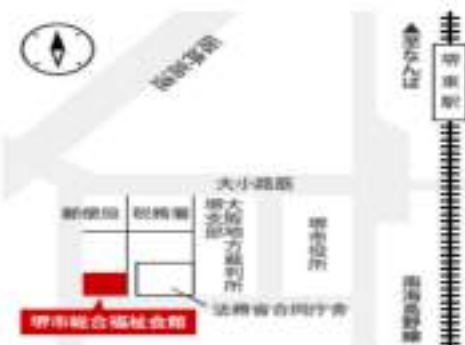
- ・ほっとの法人後見活動を知りたい方
- ・成年後見制度そのものに関心のある方
- ・ほっとが日常的にどのような活動を行っているのか知りたい方
- ・将来 成年後見制度を使おうとは思っているけど、どんな制度か知りたい方
- ・ほっと生活支援員を一度体験してみたい方

駐車場・駐輪場が狭いため、電車・バスをご利用下さい。(南海高野線「堺東駅」下車700m)

住 所：〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号

電 話：072-222-7500

FAX：072-221-7409



学習会や報告会のような形ではなく、参加者皆さんとの交流を第1に考えた取り組みにしたいと思っています。お気軽にご参加ください。

氏 名	住 所	連 絡 先

主催：特定非営利活動法人ほっと

〒590-0048 堺市堺区一条通19-13 上笠ビル2F

FAX：072-228-3012

TEL：072-228-3011 (受付時間 9:00~17:00)